

小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部改正について

1 改正する規則の名称

小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則

2 改正の理由

償還払い事務に係る様式の、「小児慢性特定疾病医療費請求書（第4号様式）」については、計算処理に大きく影響する内容として、現在、厚生労働省において高額療養費の見直しの検討が進められていることなど様式改正を頻繁に行なうことが想定されている。

そのため、患者からの請求手続きを柔軟に運用し、利便性向上を図るため、現在同規則で定められている患者個人が扱う請求書様式等を別途要綱で定め、当該規則から削除することとしたい。

3 改正内容

第7条中「小児慢性特定疾病医療費請求書（第4号様式）」を「請求書」に改める。

第10条中「（第5号様式）」を「（第4号様式）」に改める。

第11条中「（第6号様式）」を「（第5号様式）」に改める。

第12条中「（第7号様式）」を「（第6号様式）」に改める。

第13条中「（第8号様式）」を「（第7号様式）」に改める。

第4号様式を削り、第5号様式から第8号様式までを1様式ずつ繰り上げる。

4 施行期日

公布の日より施行